

令和7年
6月号

職場内で回覧・掲示をお願いします

協会けんぽ兵庫支部 健保委員

うしん



健康保険委員研修会の 視聴は**6月末**まで!

事務担当者様 必見！



現在YouTubeで公開中の健康保険委員研修会動画では、傷病手当金や任意継続保険の事務手続きについて解説しています。新しく事務担当となった方でもわかりやすい研修動画となっておりますので、ぜひご視聴ください！ご視聴後は同封のアンケートにご回答いただけすると幸いです。

制度説明から...

①傷病手当金とは

傷病手当金は、被保険者が「病気やケガ」で仕事を休み、その期間の「給与を受けられない」ときに支給される給付金

○傷病手当金の支給条件

- ① 仕事で見切れない病気やケガの療養のための休業があること
業務改善・適応達成などの労災については、労災免除で請求ください。
- ② それで就いていた仕事で就くことができないこと
療養期間中の仕事の運営等も考慮されます。
- ③ 4日以上仕事に就けなくなうこと
(通常する3日目の休業を含む)
病気やケガの発症の直後のみで通常の休業を認めません(休業開始から4日以内の仕事に就けなかった日に就して支給されません)。月曜日以前には有給休暇、土曜日以後の公休日を含みます。
- ④ 休んで期間について給与の支払いがないこと
(平当時、どちらでも給与が支払われる場合は除きます)
給与が完全支給されている場合は、傷病手当金は支給されません。
ただし、毎日の日給が傷病手当金の日給よりも少ないときは、その差額が支給されます。

「待期3日間」の考え方

待期が完了しないイメージ図 ➤ 受給不可

休業						
----	----	----	----	----	----	----

待期が完了するイメージ図 ➤ 受給可

休業						
----	----	----	----	----	----	----

待期が完了するイメージ図 ➤ 受給可

休業						
----	----	----	----	----	----	----

傷病手当金要領

待期が完了するイメージ図 ➤ 受給可能

休業						
----	----	----	----	----	----	----

待定期間は原則として、公休・土日・祝日を除きます。

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

企画部
企画課

17

申請書記入時の注意点まで！

「 知りたい内容から聴取できるチャプター機能付き！」



他にも3本の研修動画を公開中!
気になるテーマを要チェック!

マイナ保険証 に関する制度 について

事業所の 健康づくりに ついて

健康保険料率 について

ご視聴は
こちらから



**ご申請いただいた傷病手当金が
不支給または減額調整となるケースがあります**



- ① 資格喪失後、老齢年金を受けられるとき
 - ② 同一の傷病で障害厚生年金を受けられるとき
 - ③ 労災保険の休業補償給付を受けられるとき

いずれの場合も、**傷病手当金の支給日額以上の給付が受けられる場合は、傷病手当金が不支給となります。**

※調整対象となる年金額および休業賠償給付額は、傷病手当金の申請期間と重なる期間に対して支給された額です。
年金などの振込日が申請期間以前であっても、支給対象期間が重なる場合は調整の対象となります。

健康診断を受けた従業員に特定保健指導の案内が届いたけど、どう案内しよう？

そんな悩みに役立つ 取り組み事例集が公開されました！

特定保健指導とは

健診結果で生活習慣病のリスクがある方に、保健師・管理栄養士が生活習慣改善のためのサポートを行っています。健康サポートは**11,000円～31,000円相当**の内容を**無料**で受けることができます。



事例集に掲載されている事業所の取り組み事例を紹介！

- 株式会社T建設(識別工事業/従業員数38名)の取り組み事例

POINT 01 特定保健指導を勤務スケジュールに組み込む

各現場の工事に支障が出ないよう配慮しながら、会社側で日程を調整した上で、協会けんぽと保健師・管理栄養士派遣の日時を調整します。あらかじめ勤務スケジュールに特定保健指導の予定を組み込み、当日は、1日に3～4人ずつ午前中に受けてもらい、午後から勤務に戻る形で実施しています。



POINT 02 特定保健指導は各作業所内で実施

当社の拠点となる作業所は、A作業所とB作業所の2か所あります。それぞれの作業所に保健師・管理栄養士に来てもらい、作業所内で保健指導が受けられるようにしています。**病院などに出向く必要がないので、より受けやすくなっている**と思います。

Check
他にも取り組み事例を公開中！



マイナ保険証 よくあるお問い合わせ

- Q 資格取得届を提出してからマイナ保険証はどれくらいで使用できるようになりますか？
- A 日本年金機構が届け出を受理してから**5営業日程度**で使用できるようになります。
ただし、届け出にマイナンバーの記載がない場合、使用できるまでに時間を要する場合があります。



ここに注意!
資格取得届を提出する際にはマイナンバーが記載されているか、
マイナ保険証を利用しない場合は「資格確認書発行要否」欄に **が記入されているかご確認ください。**

(参考)被保険者資格 取得届の一部抜粋

⑫ 資格確認書 発行要否	<input checked="" type="checkbox"/>	発行が必要
--------------	-------------------------------------	-------

資格確認書が必要な場合はチェックを記入！

全国健康保険協会 兵庫支部 協会けんぽ

〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
TEL : 078-252-8701(代表) ※おかげ間違いにご注意ください

申請書はホームページから印刷できます

協会けんぽ 兵庫



申請書の提出は
郵送をご利用ください



LINE公式アカウントの友だち募集中!!

健康情報や健診日程などを毎月配信中



◀友だち追加はこち
@kenpo_hyogo

メールマガジン会員募集中!!

毎月1回無料で配信中
最新情報をいち早くお届け

